

## 令和5年10月1日からインボイス制度が始まります

最近ニュースやCMなど色々なところで耳にする「インボイス」という言葉。数年前から知っているよ、という方も多いと思いますが、いよいよ今年の10月1日から「インボイス制度」が導入予定となります。気が付けば、あと数ヶ月に迫ってきたこともあり、今回は、このインボイス制度について簡単にご説明させていただこうと思います。

### ◎インボイス制度とは？

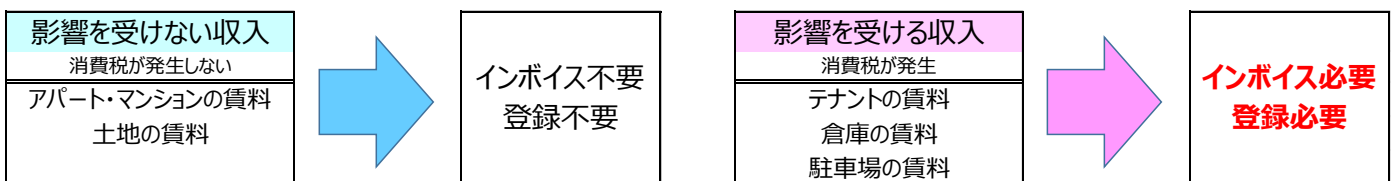
「インボイス」とは、適格請求書のことです。正確な税率や消費税額を伝えるものになります。インボイス制度とは仕入税額控除を受ける為に取引相手が発行したインボイスの保存などが必要になるという制度です。(国税局HP「インボイス制度の概要」より)

### ◎インボイス(適格請求書)発行するにはどうすればいいの？

インボイスを発行するには、インボイス発行事業者の登録申請が必要になります。登録すると課税事業者となり、消費税の申告が必要となります。登録を受けるかどうかはあくまで任意になりますので、必ずしもすべての事業者に登録を求められている訳ではありません。取引相手は一般の消費者だけ、免税事業者だけなんだけど…という場合は、インボイスの影響を受けることはないと思います。

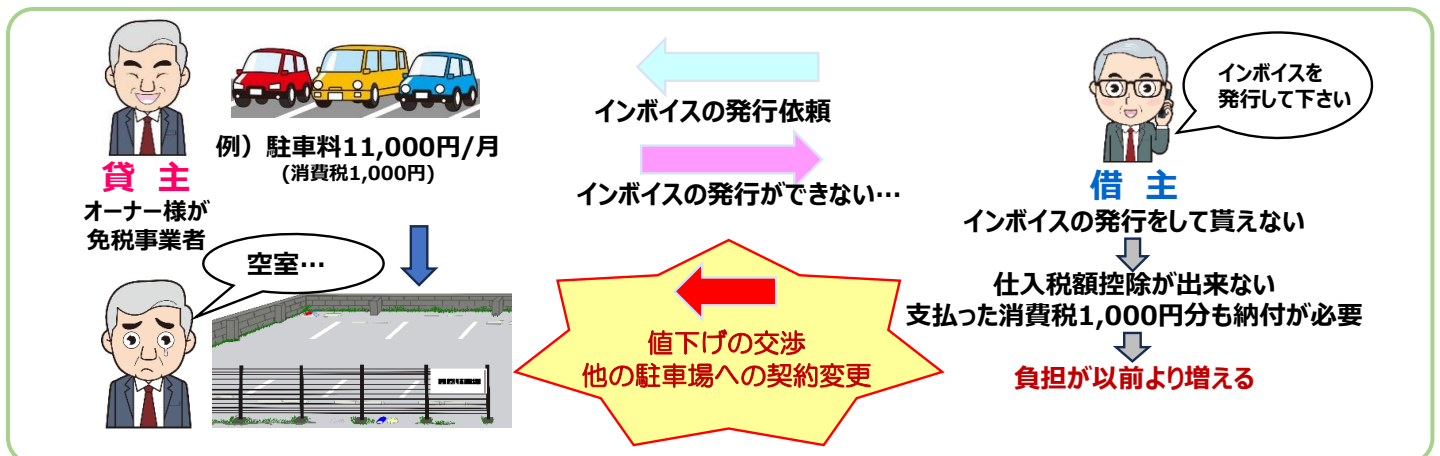
### ◎インボイスはどのような場合に必要になるの？

インボイス制度は仕入税額の控除を受けるためのものですので、『収入は非課税のみ』という方は、影響はないと思われます。例えば賃貸オーナー様の場合は、何を賃貸しているかで状況は変わります。収入は居住用賃貸物件(アパート・マンション)の賃料のみ、土地の賃料のみ等というオーナー様の場合は、インボイス制度の影響を受けることはないと思われます。賃貸しているものが(消費税が課税される)テナントや店舗、事務所や倉庫などの賃料、駐車場の賃料を収入としている場合は、インボイスの影響を受けますのでご注意ください。



### ◎例えばどんな影響があるの？

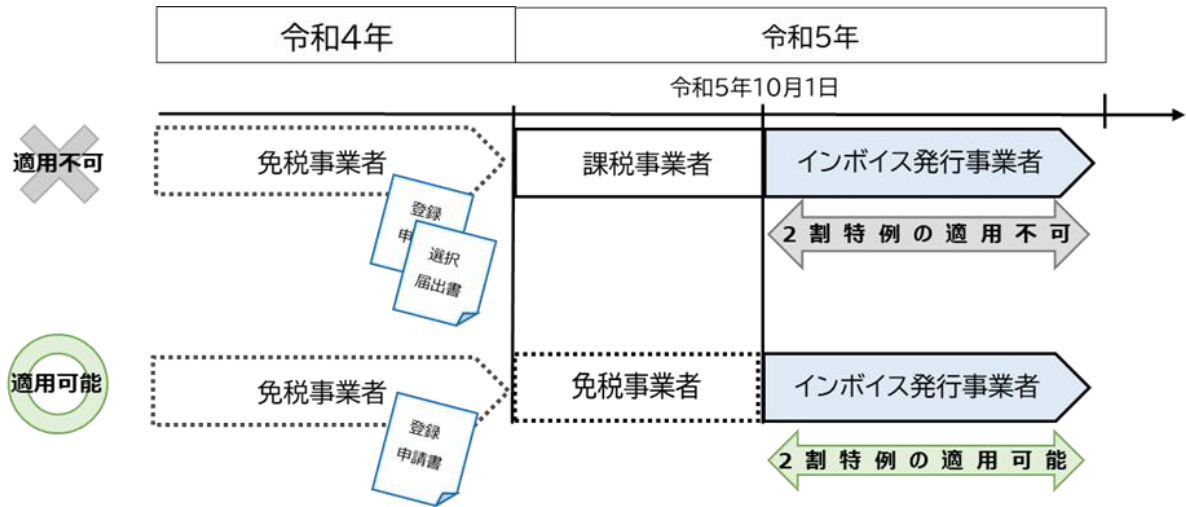
月極駐車場を貸している場合、借主から値下げ交渉があったり、他の課税事業者へ取引先を変更されたりするかもしれません。免税事業者はインボイスを発行できない為、借主は駐車場代金の仕入税額の控除が受けられません。「それならその分、値引いて欲しい」といった要望や、今まで駐車場を契約していた借主が(インボイス発行ができる課税事業者の)他の駐車場に移ってしまい、駐車場の空きが多くなったりするかもしれません。



テナント等の場合は、借主が課税事業者であることが多いのでオーナー様も影響を受ける可能性があります。

## ◎2割特例って何ですか？

インボイス制度開始後の令和5年10月1日から令和8年9月30日までの期間、免税事業者が新たに課税事業者となった場合、消費税の申告について簡易に計算できる経過措置（2割特例）があります（国税局HPより）。（小規模事業者が対象の為、課税売上高が1,000万円を超える事業者は対象外ですのでご注意ください）



この2割特例は申告書に2割特例を受ける旨を付記すれば、厄介な事前の届出等は不要な為、取り入れやすいところも良いです。例えば、**納付税額 = 売上税額 - 特別控除税額（売上税額の8割）** → 売上税額の2割となります。

売上が100万円（税抜）で消費税が10%の場合、売上税額の8割が特別控除税額となるので8万円が控除金額となり納付税額は2万円となります。



計算が楽で助かるね

例) 課税売上100万円、消費税10万円  
売上税額の8割を差し引いて納付税額を計算  
10万円 - 8万円 = 2万円 (納付税額)

本来の原則的な計算では、売上税額 - 仕入税額で消費税の納付税額を計算するので、仕入金額の詳細な処理が必要となりますが、その部分が簡易な計算で納付税額を求められます。ただ、仕入金額の割合が大きい事業者の場合は、本来の計算方法の方が納付税額が少額になることもありますので、注意が必要です。（国税庁：お問い合わせの多いご質問より）

## ◎経過措置期間を利用することもできます

インボイス制度開始後一定期間において、免税事業者からの仕入れについて一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられている為、取引先が免税事業者の場合も、6年間は一**定割合の控除**が受けられます。

期間		割合
令和5年10月1日から令和8年9月30日まで	3年	仕入税額相当の <b>80%</b>
令和8年10月1日から令和11年9月30日まで	3年	仕入税額相当の <b>50%</b>
令和11年10月1日から		仕入税額控除 <b>なし</b>

取引先が免税事業者であっても、請求書に税率8%・10%ごとに分けて記載のある区分記載請求書であれば、経過措置の対象となります。一定期間とはいえ、控除0と80%控除では全く違いますから、ぜひ活用して下さい。

インボイス制度の影響を受ける方も、影響はないけれどこの機会に消費税のことをちょっと確認してみようかな…と思われた方も、YouTubeやオンライン説明会といった動画をご覧になるのも良いのではないかと思います。テレビやYouTubeで人気のタレントさんが起用されていたりしますので、気軽な感じで視聴できます。

経理財務部 高橋 由香里

### 【資料引用】

- ・ 国税庁 インボイス制度の概要：[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice\\_about.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_about.htm)
- ・ 経済産業省 IT導入補助金とは：<https://mirasapo-plus.go.jp/subsidy/ithojo/>
- ・ 全国商工会連合会 小規模事業者持続化補助金：[https://www.shokokai.or.jp/jizokuka\\_r1h/shinsei.html](https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/shinsei.html)